

厚生労働省における今冬の節電対策について

平成 24 年 11 月 13 日

厚生労働省節電対策本部

1 基本的な考え方

- 政府は「今冬の電力需給対策について」（平成 24 年 11 月 2 日電力需給に関する検討会合・エネルギー・環境会議合同会合決定。別紙 1）及び「今冬の政府の節電の取組について」（平成 24 年 11 月 2 日内閣官房。別紙 2）に基づき、対策を講じることとしている。
- 厚生労働省は、これを踏まえるとともに、東日本大震災以降実施してきた節電対策や、地球温暖化防止及び省エネルギーの取組を持続しながら、今冬の厚生労働省の施設における節電に向けた対策を率先して実施する。
- その際、
 - ・節電に伴い業務への著しい支障を生じないようにする必要があること
 - ・職員や来庁者の健康に十分に配慮する必要があること
 - ・テナントとして入居している施設においては、建物の所有者又は管理者の協力を得る必要があることなどに留意して目標を設定し、効率的・効果的に節電が行える取組を実施することとし、業務の円滑な運営との両立を図る。

2 各電力会社管内の施設における目標及び実施期間

（1）全国共通（沖縄電力管内を除く）

- 「今冬の電力需給対策について」の 3.（1）を踏まえ、次のとおり、節電要請期間・時間帯の使用最大電力（kW）を抑制する。

<数値目標>

各電力会社管内の定着節電分の実施を確実なものとするよう、各施設の実情に応じ、最大限可能な節電目標を設定する。

※今冬の各電力会社管内における定着節電（平成 22 年度比）

北海道:▲3.3%、東北:▲2.2%、東京:▲5.0%、中部:▲2.8%、

関西:▲5.6%、北陸:▲3.4%、中国:▲1.5%、四国:▲5.2%、九州:▲4.5%

<期間・時間帯>

12/3(月)～3/29(金)の平日（12/31、1/2～1/4を除く）

8:00～21:00（北海道電力、九州電力管内）

9:00～21:00（北海道電力、九州電力管内以外）

（2）北海道電力管内

- 北海道電力管内については、「今冬の電力需給対策について」の3.（2）も踏まえ、次のとおり、節電要請期間・時間帯の使用最大電力を抑制する。

<数値目標>

平成22年度比▲7%以上の実施を確実なものとするよう、各施設の実情に応じ、最大限可能な節電目標を設定する。

<期間・時間帯>

12/10(月)～3/8(金)の平日（12/31、1/2～1/4を除く）

・ 12/10(月)～12/28(金) 16:00～21:00

・ 1/7(月)～ 3/1(金) 8:00～21:00

・ 3/4(月)～ 3/8(金) 16:00～21:00

3 節電対策実施に当たっての留意点

（1）使用最大電力の把握

- 契約している電力会社に問い合わせること等により、平成22年冬期（各電力会社管内における節電期間）における使用最大電力の値（kW）を把握し、節電目標を定める。
- 使用最大電力を把握することが困難な施設においては、昨夏の節電対策に準じ、総量カット又はチェックリスト方式により、節電に取り組む。

（2）節電行動リストの作成

- これまでの節電対策や「冬期の節電メニュー（事業者の皆様）」（平成24年11月2日電力需給に関する検討会合・エネルギー・環境会議合同会合資料4（参考資料2、4）を参考に、各施設における節電目標を確実に達成するために必要な取組を整理し、「節電行動リスト」（別紙3）に記載すること。
- 「節電行動リスト」の様式については、各施設の実情に応じて改変して差し支えないこと。ただし、①施設名、②節電目標、③目標達成に向けた節電行動の記入は必須とする。

- 来庁者の多い施設においては、分かりやすい場所に掲示する等により、周知するよう努めること。

(3) 節電対策の確実な実施

- 各施設においては、電力メーターの目視やデマンドコントローラーの設置等により、節電目標を超過しないよう管理すること。
- 今後、各施設の節電目標及び実施状況（目標達成状況）について報告を求める場合もあり得ることに留意すること。

4 所管の独立行政法人等への依頼

- 所管の独立行政法人、特例民法法人等においても、「今冬の電力需給対策について」の趣旨を踏まえた取組が行われるよう、所管部局等から要請すること。